（保険業法の準用）

第三十条　保険業法第二百九十三条、第二百九十四条第一項及び第二項、第二百九十四条の二、第二百九十五条、第二百九十八条、第三百条第一項並びに第三百九条第七項、第八項及び第十項の規定は、保険媒介業務を行う金融サービス仲介業者について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第二百九十三条	保険仲立人が行う保険契約
第二百九十四条第一項	は、保険契約の締結、保険募集又は自らが締結した若しくは保険募集
第二百九十四条の二	金融サービス仲介業者が顧客のために行う保険契約（金融サービスの提供に関する法律第二条第二項（定義）に規定する保険契約をいう。以下同じ。）の締結の媒介を行う役員又は使用人の届出（金融サービスの提供に関する法律第七十四条（保険契約の締結の媒介を行う役員又は使用人の届出）の規定による届出が行われているものに限る。次条及び第三百条第一項において同じ。）は、保険契約の締結の媒介又は自らが締結の媒介
第二百九十四条第二項	又はその代理若しくは媒介
第二百九十四条の二	、保険募集又は自らが締結した若しくは保険募集
第二百九十五条第一項	保険仲立人にあっては、内閣府令
第三百条第一項	、保険募集又は自らが締結した若しくは保険募集
	締結した又は保険募集
	又はその代理若しくは媒介
第三百条第一項第八号	当該保険会社等又は外国保険会社等の
	保険会社等又は外国保険会社等を

（金融商品取引法の準用）

第三十一条　金融商品取引法第三十八条の二、第六十六条の十四（第一号イ及びロ並びに第三号を除く。）及び第六十六条の十四の二の規定は、有価証券等仲介業務を行う金融サービス仲介業者について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第三十八条の二	投資助言・代理業又は投資運用業
第三十八条の二第一号	、投資一任契約若しくは第二条第八項第十二号イに掲げる
第六十六条の十四第一号及び第二号	金融商品仲介業
第六十六条の十四の二	として、
	場合、一般投資家に対する勧誘に基づかないで所属金融商品取引業者等のために買付けの媒介を行う場合
	若しくは投資一任契約又はこれらの媒介に係る
	有価証券等仲介業務
	とし、又は一般投資家のために、
	場合
	有価証券等仲介業務（金融サービスの提供に関する法律第十一条第四項第四号に掲げる行為を行う業務に限る。第六十六条の十四において同じ。）
	金融サービス仲介業者が行う保険契約の締結の媒介により当該保険契約者が締結する保険契約の相手方となる保険会社等又は外国保険会社等（以下この号において「相手方金融機関」という。）の
	締結の媒介
	の媒介
	相手方金融機関を

第五十二条の四十五各号列記以外の部分及び同条第三号	サービスの提供に関する法律第二条第一項（定義）に規定する預金等をいう。以下この項及び次条第四号において同じ。）として内閣府令で定めるものの受入れを内容とする契約（次条において「特定預金等契約」という。）
	代理及び媒介
	預金者等の
	預金又は定期積金等
第五十二条の四十五第四号	代理又は媒介
	が所属銀行
	当該所属銀行
	代理又は媒介
第五十二条の四十五第五号	（所属銀行
	所属銀行

	媒介
	預金者等（預金者、貯金者及び定期積金の積金者（第二条第四項に規定する掛金の掛金者を含む。）をいう。以下この項において同じ。）の
	預金等
	媒介
	が相手方金融機関（金融サービスの提供に関する法律第十一条第六項（定義）に規定する金融サービス仲介業者が行う同条第二項に規定する預金等媒介業務により顧客が締結する預金等の受入れ、資金の貸付け若しくは為替取引を内容とする契約の相手方をいう。以下この条において同じ。）
	当該相手方金融機関
	媒介
	（相手方金融機関
	相手方金融機関